

## 荒川区の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

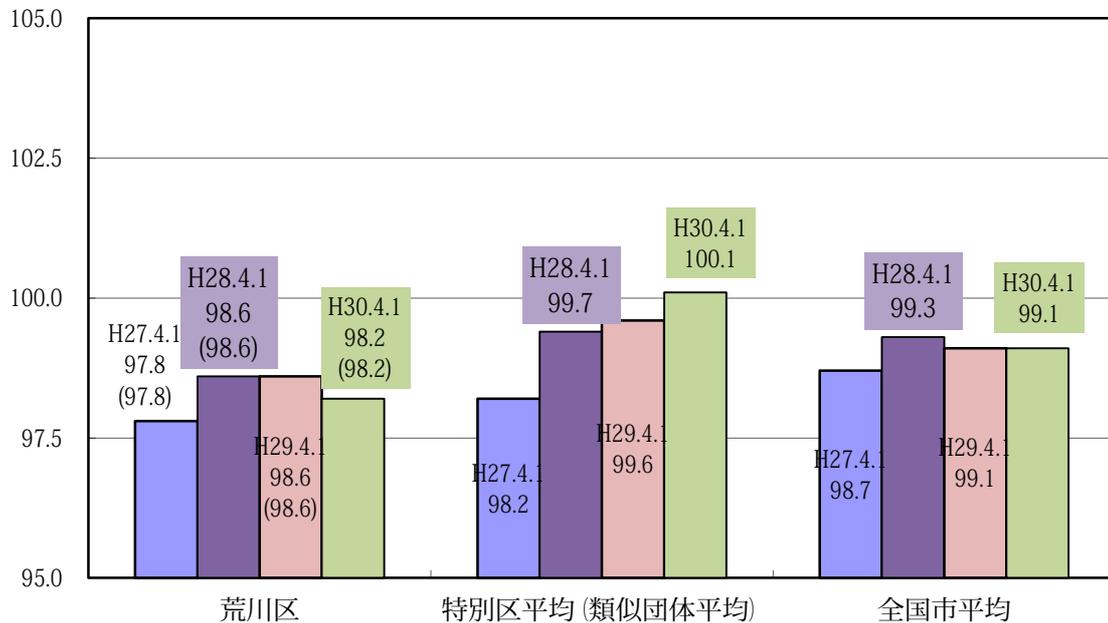
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度の 人件費率
29年度	214,644 人	91,739,511 千円	2,313,166 千円	16,351,528 千円	17.82 %	16.73 %

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)23区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	1,554 人	5,624,151 千円	2,066,527 千円	2,623,594 千円	10,314,272 千円	6,637 千円	6,890千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の支給基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	383,760円	393,431円	△9,671円 (△2.46%)	△2.46%	0.00% (改定見送り)	0.16%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.62月	4.5月	0.12月	0.1月	4.5月 (改定見送り)	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ①月例給

[  実施 ] 未実施 ]

[ 給料表の改定実施時期 ]

平成27年4月1日

[ 内容 ]

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

[ 支給割合 ]

20% (国基準の20%と同等)

[ 実施時期 ]

平成27年4月1日から実施。

##### ③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	40.3歳	299,892円	421,585円	377,769円
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	396,638円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
特別区	41.2歳	307,876円	428,762円	386,614円

## ② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
荒川区	52.3歳	128人	302,666円	403,905円	373,633円	—	—	—	—
清掃職員	51.0歳	60人	314,927円	444,873円	391,557円	廃棄物処理業従事員	45.8歳	293,000円	1.52
用務員	52.6歳	68人	295,278円	370,840円	362,970円	用務員	55.6歳	207,000円	1.75
その他	55.8歳	5人	308,340円	395,411円	378,984円	—	—	—	—
都	49.7歳	1,418人	292,009円	391,826円	361,938円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
特別区	51.8歳	平均295人	301,331円	404,146円	372,819円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
荒川区	—	—	—
清掃職員	7,081,875円	4,038,000円	1.75
用務員	6,008,205円	2,808,000円	2.14

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27～29年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③ 教育職（小・中学校（幼稚園））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	36.2歳	310,323円	407,737円
東京都	40.5歳	339,718円	439,954円
特別区	37.3歳	318,638円	426,517円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	182,700円	183,700円
	高校卒	147,100円	144,600円	147,100円
技能労務職	高校卒	139,400円	142,000円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

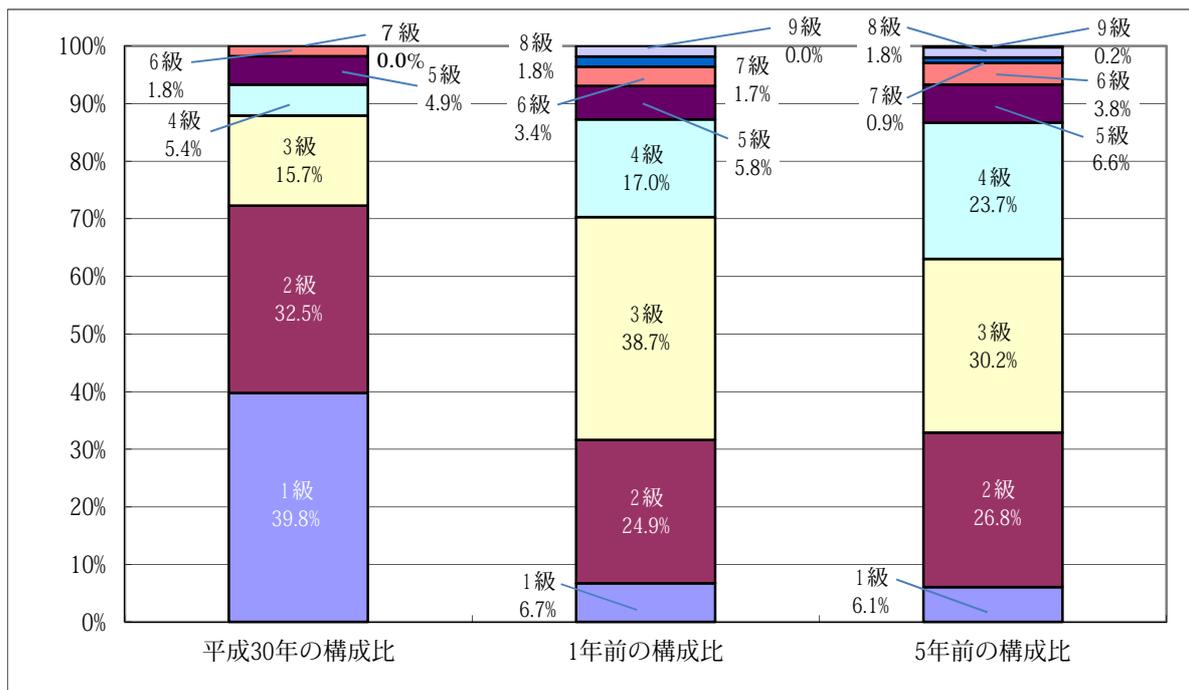
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,500円	367,164円	379,794円	398,700円
	高校卒	229,671円	294,175円	326,738円	343,350円
技能労務職	高校卒	- 円	307,300円	292,975円	313,443円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（30年4月1日現在）

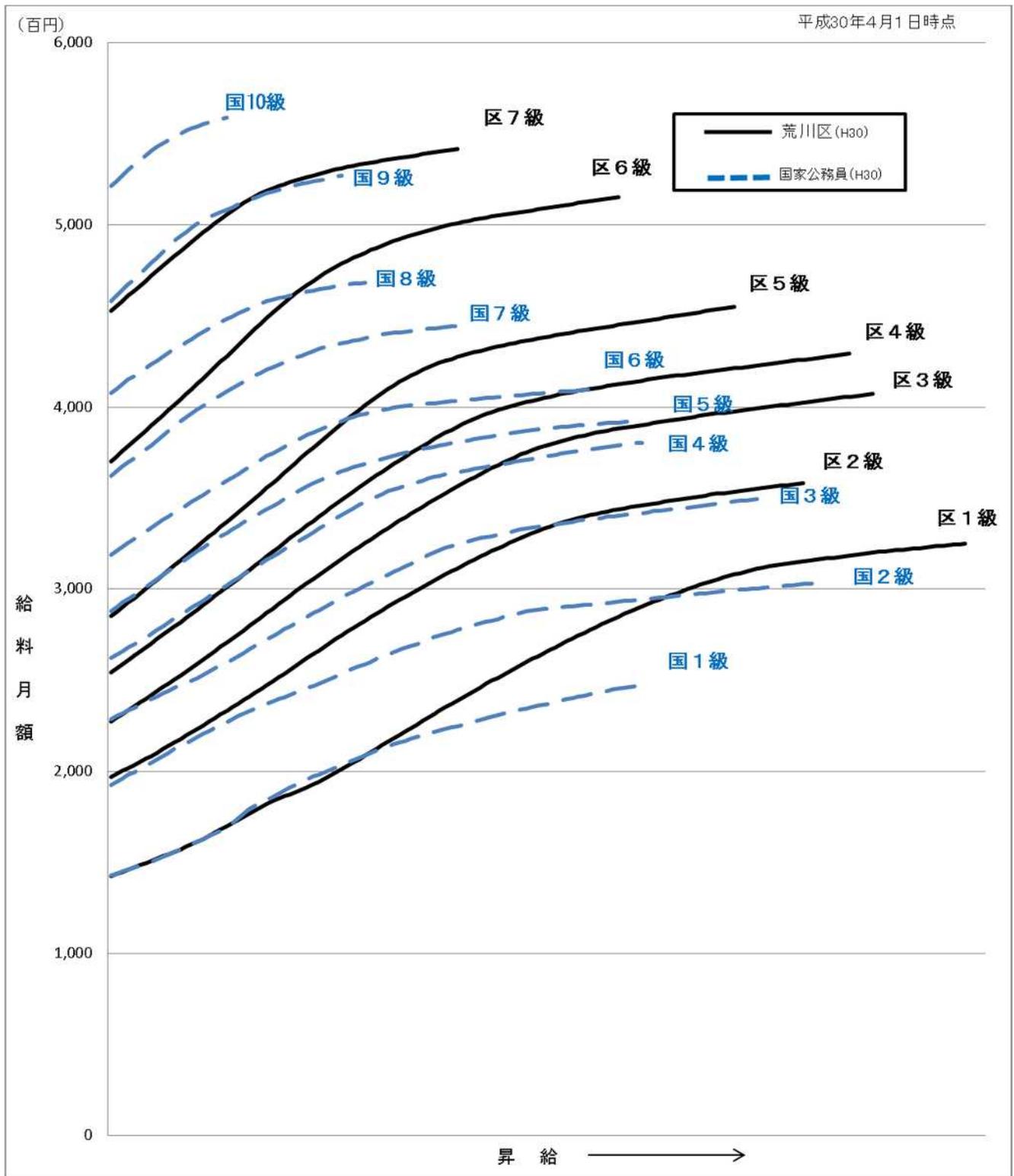
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	統括部長	0人	0.0%	452,700円	541,900円
6級	部長	19人	1.8%	370,300円	515,500円
5級	課長	53人	4.9%	285,000円	455,000円
4級	課長補佐	58人	5.4%	254,200円	429,200円
3級	係長	169人	15.7%	227,300円	407,300円
2級	主任	351人	32.5%	197,100円	358,400円
1級	係員（2級から6級までの職務の級に属さない職員の職務）	429人	39.8%	142,500円	324,800円

- (注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成30年に9級制から7級制に変更している。  
 (旧給料表の1級と2級及び5級と6級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（荒川区）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	荒川区		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【参考】

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第 23 条の 2 に基づき、毎年 1 月 1 日を評定日として全職員に対して人事評価を実施しています。</p> <p>なお、平成 19 年度から能力・業績に基づく人事考課制度を実施しています。</p> <p>2. 昇給への人事評価の反映状況</p> <p>この人事評価の評定結果を参考にして、昇給区分（6～0号）を決定しています（良好な成績の場合は 4 号昇給）。平成 30 年 4 月 1 日の昇給において、対象職員（1,667 名）のうち、成績上位者への昇給区分（6号、5号）に決定されたものは、454 名であり、割合は 27.2% でした。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,539千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,836千円	-
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.82)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 管理職員の期末手当の支給割合は 2.20 月分、勤勉手当の支給割合は 2.30 月分である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（荒川区）

平成 30 年度中における運用	荒川区		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用	○			
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況

<p>1. 人事評価の実施状況 地方公務員法第23条の2に基づき、全職員に対して人事評価を実施しています。</p> <p>2. 勤勉手当への人事評価の反映状況 この人事評価の評定結果を参考にして、勤勉手当の支給割合（成績率）を決定しています。 11406/10000～9700/10000 の間（平成30年6月期）、11351/10000～9700/10000 の間（平成30年12月期）で決定。</p>
--

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

荒川区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
・その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	2,650千円	21,355千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1,164,693千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		679,116円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20%	1,586人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.2 (98.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の支給基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	14,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	77,710円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	12.7%
手当の種類(29年度手当数)	3種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特定危険現場手当	工事監督業務・検査業務等従事職員	工事の監督等に従事する職員が建築現場等において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所勤務した場合等	16千円	日額280~380円
保健福祉業務手当	生活保護業務・保健所業務等従事職員	訪問員として生活保護法等に定める業務を行うため、家庭等の訪問業務に従事した場合等	4,455千円	日額160~720円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃業務従事職員	ごみの収集作業又は自動車による運搬作業に従事したとき等	10,527千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	409,316千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	273,607円
支給実績(28年度決算)	411,956千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	275,372円

(注) 職員1人あたりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇〇年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 10,000円</li> <li>子 7,500円</li> <li>配偶者及び子以外の扶養親族 1人6,000円</li> <li>満16歳となる年度初めから満22歳となる年度末までに該当する子 1人4,000円加算</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>子 10,000円</li> <li>配偶者及び子以外の扶養親族 1人6,500円</li> <li>満16歳となる年度初めから満22歳となる年度末までに該当する子 1人5,000円加算</li> </ul>	94,008千円	168,473円
住居手当	<p>①世帯主等であり、自ら居住するための住居を借り受け、月額27,000円以上の家賃を払っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>27歳まで 27,000円</li> <li>28歳から32歳まで 17,600円</li> <li>33歳以降 8,300円</li> </ul> <p>②単身赴任手当を支給され、配偶者等が現に居住するときに世帯主となる住居者で、配偶者等が借居するための住居を受け、月額27,000円以上の家賃を払っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>27歳まで 13,500円</li> <li>28歳から32歳まで 8,800円</li> <li>33歳以降 4,100円</li> </ul>	異なる	<p>12,000円を超える住居を借りて居る職員</p> <p>家賃が23,000円以下のとき (家賃 - 12,000円)</p> <p>家賃が23,000円を超えるとき (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (限度額 27,000円)</p> <p>・単身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が借家・借間に居住する者は、上記の手当額の2分の1</p>	52,713千円	144,419円
通勤手当	<p>(異なる内容のみ記載)</p> <p>・交通用具(自動車等)使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道5km未満 2,600円 片道5km以上10km未満 3,000円 片道10km以上15km未満 5,000円 片道15km以上20km未満 7,000円 片道20km以上25km未満 9,000円 片道25km以上35km未満 11,000円 片道35km以上 13,000円</p> <p>通勤不便等のとき 2,600円～20,400円 身体障害者 3,900円～24,900円</p>	異なる	<p>・交通用具(自動車等)使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,000円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円</p>	177,482千円	128,984円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (29年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当  91,700～127,600円	異なる	46,300円～130,300円	105,658千円	1,173,978円
初任給 調整手当	専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、支給される手当 医療職給料表(一)の職務にある職員 118,000～268,500円	異なる	支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる  8,800～414,800円	8,250千円	2,750,000円
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当 1回あたり 4,000～18,000円 (勤務時間等により異なる)	異なる	1回あたり 3,000～27,000円 (勤務時間等により異なる)	1,502千円	60,080円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため単身で生活する職員へ支給される手当 基礎月額 20,000円 加算月額 3,000～7,000円 (距離に応じて支給)	異なる	基礎月額や距離に応じた加算月額が異なる 基礎月額 30,000円 加算月額 8,000～70,000円 (距離に応じて支給)	0千円	0円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×135/100	同じ	—	32,251千円	220,897円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×25/100	同じ	—	0千円	0円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 一般 5,900円 非常災害 9,100円 等 (1回あたり)	異なる	勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400～21,000円を支給	4,447千円	63,529円

## 5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	区 副 区	長 長	1,150,000円 922,000円	(参考) 特別区における最高/最低額	
				1,256,500円 / 974,800円 1,014,800円 / 828,600円	
報 酬	議 副 議	長 長	922,000円	956,000円 / 861,200円	
		員 員	789,000円	813,300円 / 756,100円	
			606,000円	621,200円 / 589,000円	
期 末 手 当	区 副 区	長 長	(29年度支給割合) 3.950月分		
	議 副 議	長 長	(29年度支給割合) 3.950月分		
退 職 手 当	区 副 区	長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			給料月額×在職年数×500/100	23,000千円	任期ごと
			給料月額×在職年数×400/100	14,752千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

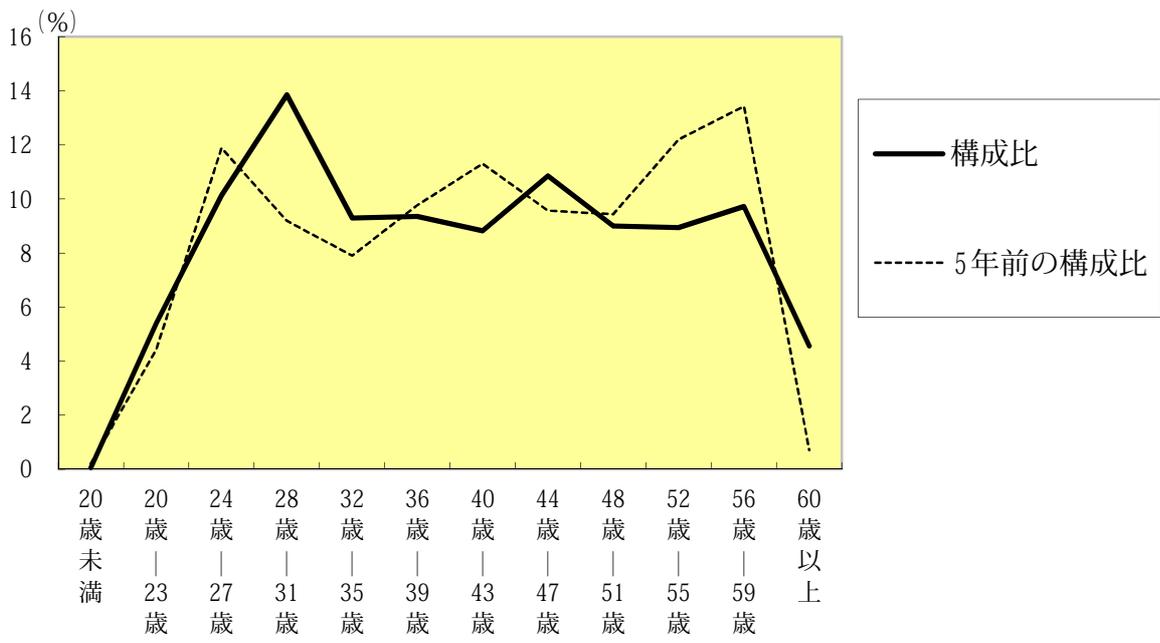
(平成30年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	→ 育休代替職員の増等 → 育休代替職員の減等 → 児童相談所の開設準備・待機児童対策の推進等 → 住宅宿泊事業法施行への対応等 日暮里地域活性化施設開設準備等 執行体制の見直し
		総 務	329	331	2	
		税 務	57	56	△1	
		民 生	545	570	25	
		衛 生	232	234	2	
衛 生		3	3	0		
商 工	31	34	3			
土 木	153	154	1			
	計	1,361	1,393	32	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.90人	
	教育部門	193	193	0		
	小 計	1,554	1586	32	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.89人	
公 営 会 計 部 門	小 計	国民健康保険事業等	77	81	4	→ 健康保険制度改正への対応
			77	81	4	
	合 計	1,631 [1,562]	1,667 [1,590]	36 [28]	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.66人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	90人	169人	231人	155人	156人	147人	181人	150人	149人	162人	76人	1,667人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,250	1,278	1,293	1,325	1,361	1,393	143(11.4%)
教育	228	208	202	204	193	193	△35(△15.4%)
普通会計計	1,478	1,486	1,495	1,529	1,554	1,586	108(7.3%)
公営企業等会計計	79	78	76	78	77	81	2(2.5%)
総合計	1,557	1,564	1,571	1,607	1,631	1,667	110(7.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。